

(福井県指定事業)

平成30年度 福井県主任介護支援専門員更新研修実施要綱

1. 趣旨

本研修は、老発 0212 第1号 平成27年2月12日(介護保険最新情報 Vol.419 平成 27 年 2 月 12 日)において、「主任介護支援専門員については、地域包括ケアの推進など、求められる役割がこれまで以上に大きくなるが見込まれ、実践を通じた能力向上を担保する必要がある。そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図る」ことを目的として平成 28 年度より創設された研修です。

2. 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、上記(1. 趣旨)に基づいた研修を受講させることにより、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

3. 実施主体

一般社団法人 福井県介護支援専門員協会

4. 受講対象者

次のすべてに該当し、下記の〈受講要件〉①～⑤のいずれかを満たし、別紙の全日程(8日間)に参加できる方

- (1) 福井県に介護支援専門員として登録している方
- (2) 平成 18～26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方 (※1)
- (3) 介護支援専門員証の有効期間内に本研修を修了出来る方 (※2)

〈受講要件〉

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 (※3)
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 (※4)
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者(共同研究者で、発表抄録に氏名が記載されていれば可) (※5)
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

(※1)経過措置として平成 18～23 年度までに主任介護支援専門員研修を修了された者は、平成 30 年度に初回の主任介護支援専門員更新研修を受講。平成 24、25、26 年度に主任研修を修了した方は、平成 30、31 年度のいずれかに初回の主任介護支援専門員更新研修を受講すれば主任介護支援専門員の更新が可能です。

平成 30 年度の本研修は平成 18 年度～23 年度に主任介護支援専門員研修を受講された方で現任の方、法定研修の講師の方を優先して受付いたしますが、受講希望者が多数の場合には受講いただけない場合がありますのでご了承ください。

(※2)主任介護支援専門員更新研修のような上記(※1)の経過措置は介護支援専門員の更新研修ではありません。主任介護支援専門員の更新研修を修了する前に介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないよう、十分注意してください。介護支援専門員証を更新せず有効期間満了日が経過した場合は、介護支援専門員としての業務に従事出来ない上、主任介護支援専門員の資格もなくなります。

(※3)「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修を指す。

- ・前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに、講師は1回以上、ファシリテーターは2回以上の経験を有すること。

(※4)「法定外の研修の範囲」

- ・地域包括支援センター、介護支援専門員協会（日本、ブロック、県、県内各支部）が主催する介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質的向上を目的とした研修。
- ・上記以外の団体等の主催で、県が相当の研修と認めた研修
「年4回以上」
- ・毎年受講が望ましいが、前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに4回以上とし、1回あたりの研修時間が90分以上であること。
- ・「1研修」を1回の研修とし、複数日にわたる研修については受講日数を回数として数えることも可

(※5)「研究大会等」

- ・前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までの期間に行われて介護支援専門員協会（日本、ブロック、県）が主催する研究大会、県が適当と認めたものをも含む。但し、それらに関しては発表者に限る。

5. 定員

50名（定員に達し次第締め切り）×2期

6. 研修内容、日程等

<研修カリキュラム> 8日間 46時間

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	4
講義 演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	6
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6
	認知症に関する事例	6
	入退院時等における医療との連携に関する事例	6
	家族への支援の視点が必要な事例	6
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	6
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	6

<日程表>

別紙「平成30年度 主任介護支援専門員更新研修」日程表の通り。

7. 受講料等及び納付方法

(1) 研修に係る受講料等

1人につき合計35,000円（受講料30,000円、資料代5,000円）

(2) 納付方法

銀行振込：受講決定者には振込先を通知いたします。

8. 修了証書の交付

規定の課目修了者にたいして最終評価課題提供確認後、「修了証書」を交付します。

※本研修は定められた研修課程をすべて履修することが必要です。1回でも欠席・遅刻・早退があると、当該年度において研修を修了することはできません。又、研修の全課程に出席されても、修得不十分と評価される場合、補講やレポートの提出等で補うことがありますので予めご了承ください。

9. 受講申込方法

別紙主任更新受講申込書（様式1）に介護支援専門員証（顔写真貼付のカード）の写しおよび主任介護支援専門員研修の修了証のコピーおよび下記の必要書類を添付し、5月20日（日）まで（必着）に下記の当協会事務局研修担当者宛に郵送してください。

【添付書類】

- ア) 受講要件①に該当する者 「講師等実績申告書（様式2）」および添付書類
- イ) 受講要件②に該当する者 「研修受講申告書（様式3）」および添付書類
- ウ) 受講要件③に該当する者 「研究発表等申告書（様式4）」および添付書類
- エ) 受講要件④に該当する者 「認定ケアマネジャーの認定証（平成29年度有効）」のコピー
- オ) 受講要件⑤に該当する者 都道府県発行の証明書等(書式自由)
- カ) 特定事業所及び包括支援センターに勤務されている方は勤務体制一覧(H30.5月分)

10. 受講の決定

受付終了後、提出書類に不備が無い者に申込受理通知書と指導事例の提出案内を送らせて貰います。**【前期】：6月23日（土）（必着）・【後期】：8月25日（土）（必着）までに居宅サービス計画等（下記参照）を事務局に提出**して貰い受講審査を行います。多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて役割を果たす主任介護支援専門員と認められる者に、後日「受講承認通知」および「受講票」を送付致します。

※申込者が定員を超えた場合は、ご受講いただけない場合がありますのでご了承願います。

※指定された指導事例等が出されない場合や提出された内容が審査会において「実践できているとは認められない」との判断が成された場合は、ご受講いただけない場合がありますのでご了承願います。

【提出書類】

<指導事例について>

本研修では指導事例（主任介護支援専門員として他の介護支援専門員に指導した事例）を計2事例作成・提出していただきます。事例の作成方法や必要書類・提出時期は、提出されて書類確認後、指導事例審査選考対象者へその旨通知でお知らせいたしますが、以下の事項をご確認いただき、現時点で準備できる内容は今のうちから備えておくようお願いいたします。

（1）事例の種類・提出時期

研修カリキュラムの中の7事例中2事例を指定した締切日までに提出して貰います。

（2）事前に準備しておくこと

5月下旬に書類審査を通過した方へ、指導事例審査選考に向けた通知にて事例提出等をお知らせいたします。通知から事例提出までの期間は**【前期】**で約1ヶ月程度です。

②提出で必要となる書類は、指導事例の①：アセスメント、課題整理総括表、ケアプラン、サービス担当者会議（いずれも指導前後）に加え、介護支援経過記録、実際に主任介護支援専門員として指導した記録（指導記録：後述の②と同様）

指導事例の②：事例概要、相談支援経過、逐語録など、指導事例の経過・内容がわかる書類です。

※①で1事例 ②で1事例 計2事例の提出が必要です。又、提出事例は「研修カリキュラムの中の7事例」の中で同じものにならない事とする。

③指導は1回で済むとは限りません。このことから提出事例は、現在において指導中の事例、過去に指導した事例（指導終了）でも構いません。必要書類は「指導前」「指導後」の情報が必要になります。「指導予定」というのは認められません。

※書類に記載されている個人情報等は修正ペン等で修正のうえ、写しを提出ください。（厳守）

11. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書等本事業において知りえた個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、福井県への受講履歴報告等、本研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用し、これら以外の目的には利用致しません。

12. キャンセルについて

申込みをキャンセルされる場合は、必ず下記事務局までご連絡願います。なお一旦支払われた受講料は、理由の如何に関わらず、一切返金いたしかねますのでご了承ください。

13 その他

- (1) 昼食は各自でご用意ください。
- (2) 虚偽による申込をされた場合、受講は認められません。また介護保険法第 69 条の 39 の規定に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。
- (3) 主任介護支援専門員の更新研修を受講・修了すれば、更新研修(専門研修)課程Ⅱの受講が免除され、所定の手続きをすれば主任介護支援専門員更新研修修了年月日より 5 年間の有効期間になります。
- (4) 平成 30 年度が更新研修受講対象の方は、本研修の受講希望者が多数で受講いただけない場合には、介護支援専門員更新研修の申込みをしていただくことが必要になりますのでご了承ください。
- (5) 当研修に関する情報は、下記の当協会ホームページに適時掲載します。

URL <http://fkeamane.in.coocan.jp/>

14 事務局

一般社団法人福井県介護支援専門員協会

〒918-8004 福井市西木田 3 丁目 8-16

TEL 0776-60-1466 FAX 0776-60-1477 E-mail fukuiken_keamane@nifty.com

【本研修に関する連絡および問い合わせ先】

★本研修につきましては、下記の研修担当者までご連絡ください。

研修担当者

田端 : TEL 090-2831-5623

※すぐに出られない場合は伝言を残してくだされば、折り返しご連絡させていただきます。

(お急ぎでない場合は、事務局のメールまたは FAX でお願いいたします。)